

正
告 告 書

令和 4 年 1 月 27 日

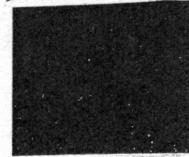
栃木県動物愛護指導センター

所長 町田 剛 様

住 所 栃木県那須郡那須町高久乙 3523

氏 名 株式会社東北サファリーパーク那須支店

代表取締役 熊久保 信重



特定動物の事故に係る改善計画書について

今般、弊社におけるトラ飼育獣舎にて、ベンガルトラによる咬傷事故により従業員 3 名が負傷する事故が発生した件に対して、下記のとおり報告します。

記

1 事業所の所在地及び名称

所在地 栃木県那須郡那須町高久乙 3523

名称 株式会社東北サファリーパーク那須支店 那須サファリパーク

特定動物飼養・保管許可証番号 栃木県動愛セ第 009-015 号 ベンガルトラ

2 営業内容及び従業員数

営業内容 動物園管理に関する事業

従業員数 53 名（社員 43 名/パート 10 名）

3 管理責任者の氏名

葛原 直人(総支配人)

4 改善を指導された日時及び場所

令和 4 年 1 月 5 日、栃木県動物愛護指導センターの立入検査時に那須サファリパークにて指摘されました。



施設設備について

安全委員会の検証調査の結果、以下の通り改修計画を策定しました。既に一部は施工済みです。

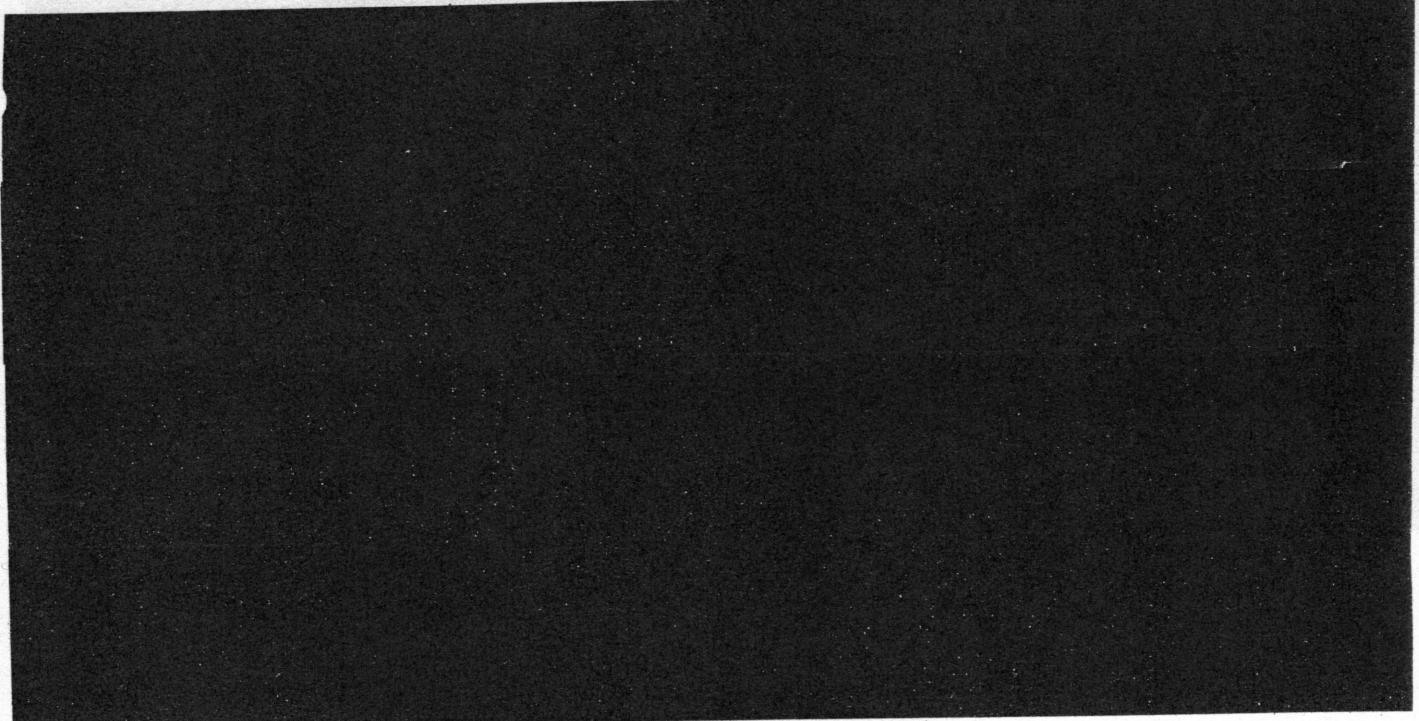
■凍結していた扉の改善

今回の事故は、放飼場側の扉の下部が凍結のため開閉できなかつたためアニマル通路を使い放飼場に出ようとしたことが要因の1つとしてある。

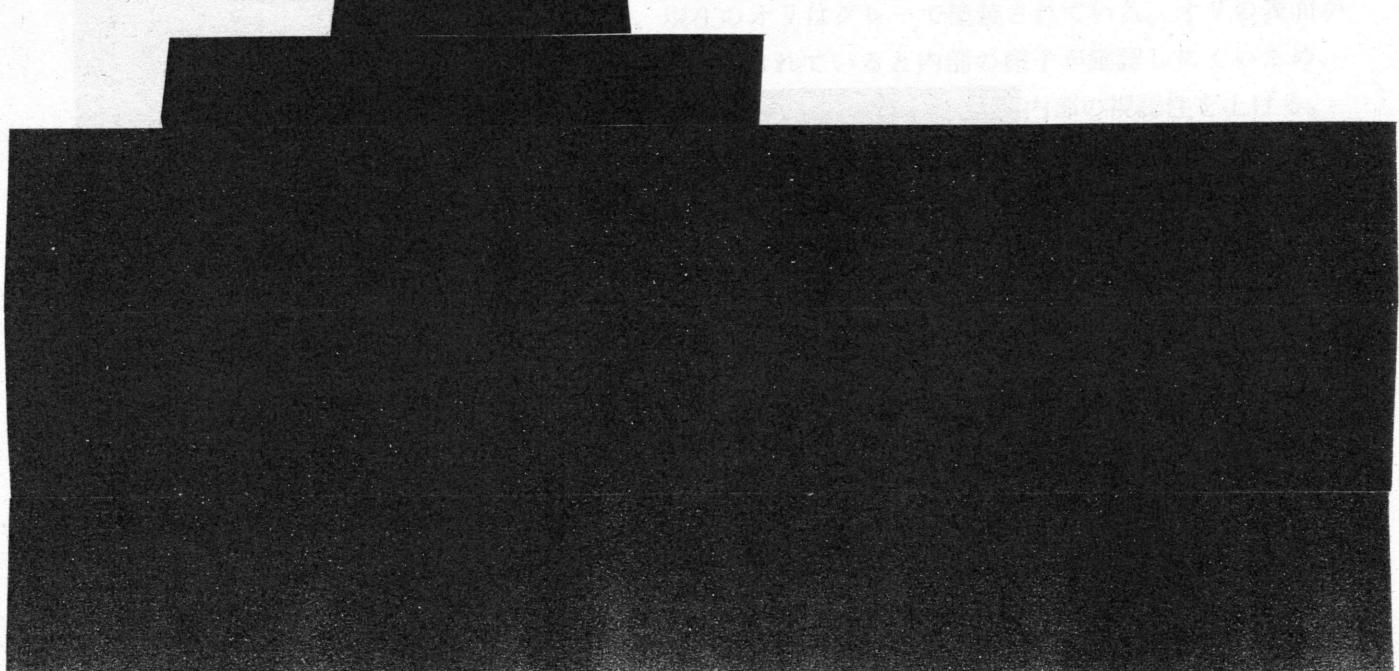
下図の赤色部分に入る場合はトラのエリアに入ることになる。飼育員と動物が同じ通路を使わぬようする為に放飼場側扉の改修を行つた。

に変更し凍結により扉の開閉

ができなくなるといった不完全状態を防ぐ。(1月19日施工済)



他、追加の安全対策として [REDACTED] より安全かつ利用しやすいように改良予定。

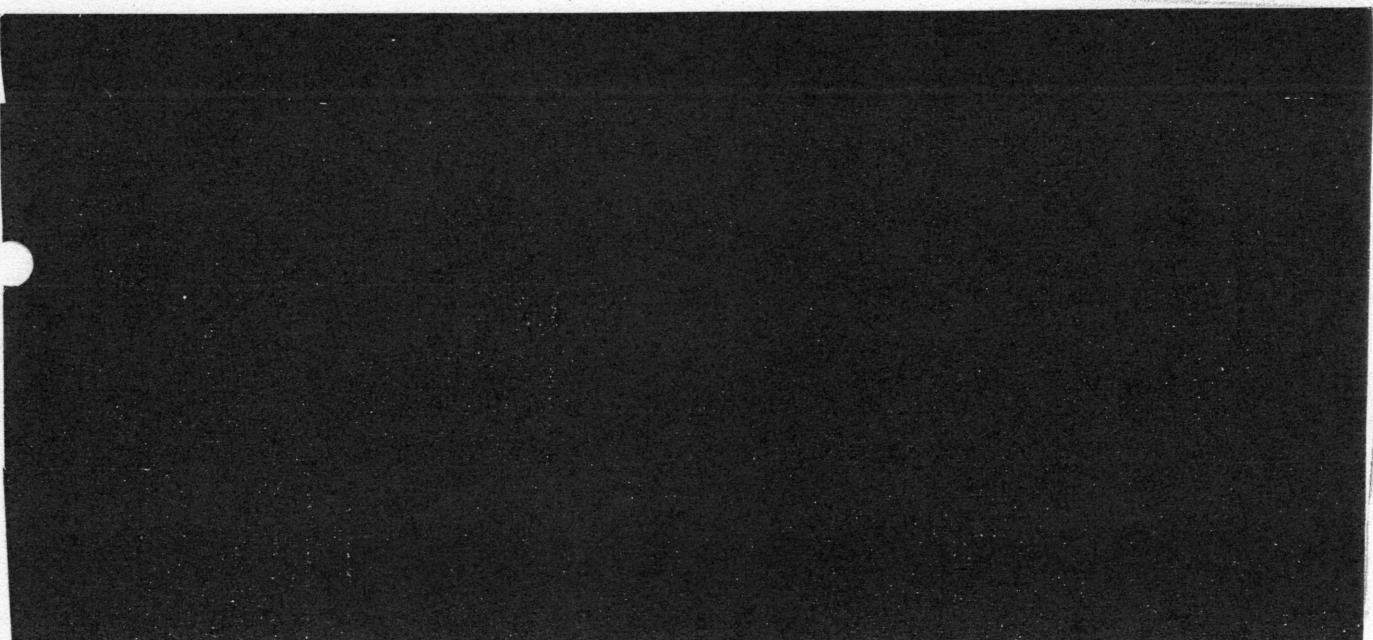


■監視カメラ設置

今回の事故においては確認不十分が大きな要因として指摘されている。前日及び、当日朝のトラの所在確認ができていれば事故は未然に防ぐことが出来たと考えられる。

現場にいる飼育員以外の第三者が確認できるようにカメラを設置し、出舎前と入舎後に作業者と管理者で動物確認をすることでダブルチェック体制を強化徹底する。

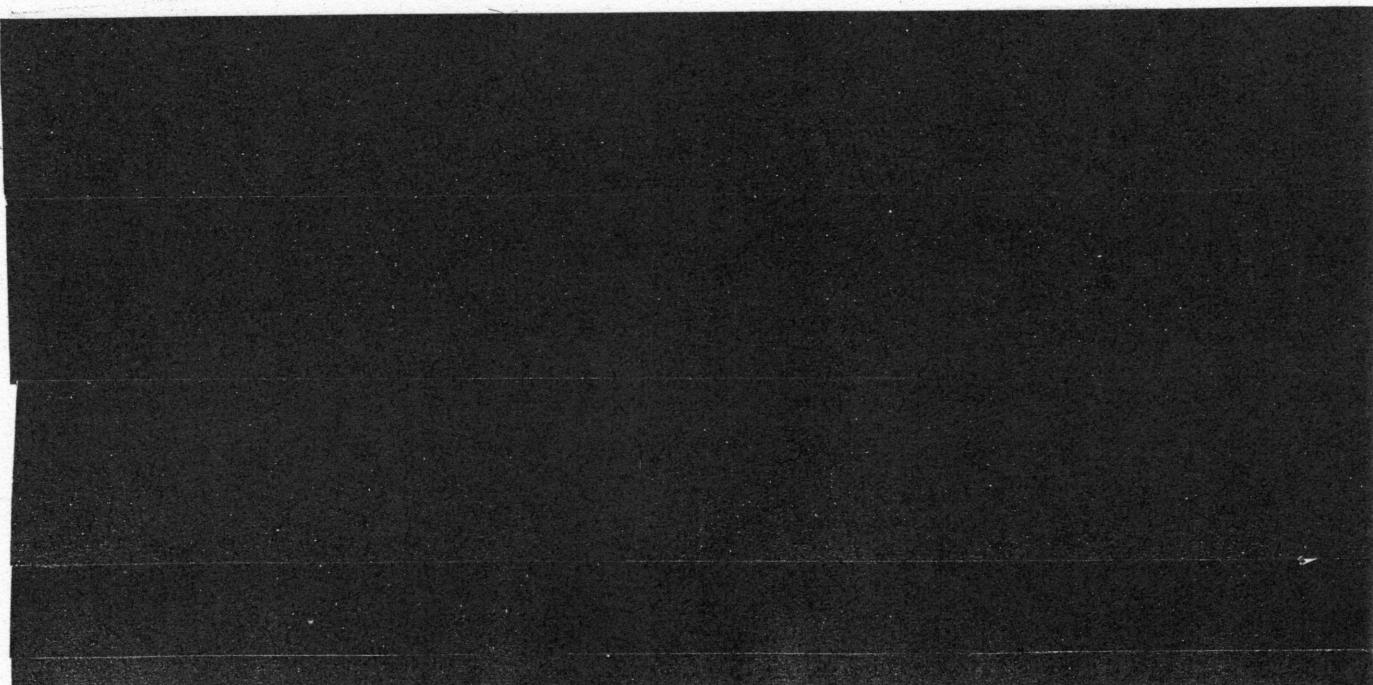
(2022年1月施工済)



■緊急時の設備

飼育管理通路でトラと遭遇してしまうような状態になった場合の想定として緊急時の設備を新設する。

他、飼育員全員へ無線器具の配備（2022年3月配備完了）。



(1) 安全対策マニュアルについて

各種マニュアルを検証した安全委員会の見解

- ・ それぞれの内容には触れているものの詳細の指示まで及んでいなかった。
- ・ それぞれの担当の役割分担や動きに関して明確な記載がなかった。
- ・ 内容に関して実施を行った上での検証を行っていなかった。

以上をふまえ、より安全面を考慮した内容にすべく以下のように改訂を行った。

1. 飼育手順マニュアルの見直し改定（別添1：飼育手順マニュアル（2022.1.22改訂）参照）

大型肉食獣の飼育手順マニュアルに関して、より細かい説明やわかりやすい表記に変更。さらに不明確であった役割分担やそれぞれの動き等に関して追記、すでに実践を行っている業務に関しても今後の新入社員に対して口頭ではなく明確に文章でわかるよう記載することでより安全面考慮した改訂を行った。主な変更点は以下の通り。

- ・ 今回、作業優先で動いた為、動物の位置の確認が不十分で事故につながった。その為、まずは各獣舎の動物の位置及び状態確認を行ってから、作業に入るよう変更した。
- ・ アニマル通路（動物と1枚扉の状態になる場合）での清掃および作業に関しては、作業者以外の1名が必ず動物の動きを確認することとし、より安全に作業ができる体制に変更した。
- ・ 扉の開閉時の操作方法や声掛け、施錠時の確認方法については、各々実践はできていたが、より意識して行えるよう明文化した。
- ・ 出舎作業について、担当者および監督者に作業者A・Bごとの作業内容が相互にわかるよう表記レイアウトを変更し明文化した。
- ・ 点検項目およびその判定基準について具体的な内容を明文化した。

2. 危険動物(猛獣)等脱出対策マニュアルおよび緊急対策組織図の見直し改定

（別添2：危険動物(猛獣)等脱出対策マニュアル（2022.1.20改訂）、別添3：緊急対策組織図（令和4年1月10日現在）参照）

今回の事故では、従業員に対しての上記マニュアルの徹底がなされていなかったことから、緊急対策組織図のとおりに動けていなかったことが問題として挙げられた。また、安全委員会で検証した結果を受けて、以下のとおり変更した。

- ・ マニュアルにおいて対応不可能な人員配置がなされていることが確認されたことから、実施可能な役割分担に変更した。
- ・ マニュアルにおいて不明確な部分があった隊ごとの作業内容を明確化した。
- ・ 組織図の更新がなされていなかったことから、最新のものに更新した。

改訂した上記マニュアルおよび組織図を全従業員に周知し、緊急対策訓練を行った（令和4年1月27日）。

3. 動物や施設の変更があった場合の各種マニュアル等の見直し改定(都度実施)
マニュアルや組織図に関しては人事、動物、設備の変更に伴い適時見直し、更新をしていく。

(2) 安全対策マニュアル等を遵守するための対策(従業員教育等)について

事故後、社内現場検証(1月13日)と緊急対策訓練(1月27日)を実施し、営業再開前に全社員に対し安全対策マニュアルと緊急対策組織体制を周知し安全意識の向上を図りました。

今回改訂した安全対策マニュアル等を遵守していく上で重要と考えられる対策を以下のとおり実施することで、今後も従業員の安全意識の向上に努めます。

1. 安全教育

- 新人教育としては、毎年4月、中途入社者には隨時「雇入れ時教育（新人研修）」を飼育職員研修資料（別添4：飼育職員研修資料）を用いて実施する。また、今回の事故を受けて、研修内容については特定動物の取り扱いに関する項目をより重視した内容で実施する。
- 特定動物の担当者については、新規配属の際に飼育手順マニュアルに沿って研修を行う。併せて、マニュアルに沿った指導ができているかについて、各班班長による確認を実施する。
- 従業員がマニュアル通りの動きができているかを日々各班班長が確認を行う。
- 飼育手順マニュアル通りの動きができているか3ヵ月に1度管理者によるチェックを実施する。
- 作業内容、動物、施設の変更があった際は、必要に応じて管理者がマニュアル改訂を行った上で、改訂内容に関する「作業内容変更時教育」研修を管理者自らが実施する。
- 他施設での事故事例や安全対策のモデルケースなどを従業員に対して周知するため、安全衛生教育センターや他園など外部から講師を招き安全衛生教育研修を実施する。欠席者に対しては資料の配布等により情報共有を行う。
- 今回の事故を風化させないために、毎年1月に今回おきた事故についての研修会を実施する。
- 他園の事故等が発生した場合に全従業員に対して、朝礼等を利用し情報共有と注意喚起を促す。

2. 各種訓練

緊急時訓練、猛獣等危険動物脱出事故訓練を実施(年に1~2回予定)し、被害の拡大を防ぐと共に来園者、職員、地域住民の安全確保に最大限努める。

(3) ヒューマンエラーの発生防止に効果的な対策について

ハード面については、以下の対策を実施した

- 赤外線センサーによる音声案内機を利用した飼育員に向けた獣舎への入退室時の注意喚起により、動物の所在や記録等確認漏れが起こらないように対策
- 獣舎内にカメラの増設を行い、動物の出舎前と入舎後に管理者による動物確認を行うことで、ダブルチェックにより動物の動向を確認できるように改善

ソフト面については、以下の対策を実施した

- ・ヒヤリハット事例の収集をさらに徹底して行うため、現場における事例の記録化を習慣化させる
- ・安全委員会は事例の報告を受け、従業員に対する危険箇所や注意事項等の情報共有を迅速に行う
- ・安全委員会は事例によりマニュアル等改善が必要なものは隨時検討を行う

8 反省及び今後の方針

この度は、飼育している特定動物により負傷者3名という労働災害事故を起こしてしまった大変申し訳ありませんでした。

今後は、法令を遵守し改めて会社一丸となった安全管理体制を再構築し「絶対に事故を繰り返さない」という強い意志のもと安全対策に全力を尽くし徹底した再発防止に努めてまいります。

飼育手順マニュアル(2022.1.22改訂)

1. 肉食動物 ホワイトライオン・ライオン・トラ

- 1 ※獣舎内の点検、出入舎、清掃、補修は必ず2名で行うこと（不測の事態が起きた場合、外部と連絡をとるため。2名でお互いに扉の閉め忘れや施錠の目視確認し安全に作業するため。）
- 2 ※前室の扉、動物舎に入る扉は鍵を開け中に人が入ったら必ず内側から閉めること（獣舎から脱走してしまっても動物舎から動物を外に出さないため。）
- 3 ※扉を開ける際は10cmほどワイヤーを引いてみて自分が開けようとしている扉が開いていることを目視確認してから全開に開ける
- 4 ※施錠した際は [] 開かないか確認し、指差し目視確認をする
- 5 ※前室からキーパー通路に入りする場合、キーパー通路側 [] の扉が閉まっていて施錠されていること、ワイヤーが所定の場所にあること（扉が閉まっている時にある場所）を必ず確認する、また入口の「点検表」に入室・退室時間と施錠や消灯など確認した上でチェックを入れる

※扉開閉時の声掛けの徹底

<出舎>

※出勤後、事務所Liveカメラで動物が全頭、獣舎に入っていることを目視確認し点検表に時刻と名前記入する（その日の監督者、飼育部長・班長・獣医師うち1名）

担当者 A	担当者 B
① 指定者2名で動物舎に入り動物が獣舎に入っていることを確認する (動物舎・前室に入る際は中にいる動物に入ることを声で知らせてから入る、前室からキーパー通路に動物が出ていないことを指差し目視確認する)	
② 展示場に入り施設、電牧の目視確認 (施設・電牧の破損等ないか、電牧に草やクモの巣がかかっていないかの確認をする)	動物舎からキーパー通路に入り担当者 Aからの無線を待つ
③ 確認が終わったら担当者 Bへ電牧の電源を入れるように無線を入れる (ショートしている所が無いか音でも確認する)	担当者 Aからの無線を受け電牧の電源を入れる、電牧の機械のレベルが正常に上がっているかとアース不良ランプが点灯していないか確認する (異状があれば担当者 Aに無線で連絡する、補修時に備え待機する)
④ チェッカーで電牧の電圧を目視確認 [] 再確認、または補修を実施する、補修時は必ず電牧の電源を切る ※点検状況記録台帳に最低の数字を記入する	担当者 Aからの無線を受け補修の場合は電牧の電源の操作をする (担当者 Aの動きを確認し、動物舎から外には出ず待機)
⑥ 確認、補修が終わったら担当者 Bに電牧の電源を切るように無線を入れる (ライオン展示場のみ電牧の電源は切らない)	
⑦ 展示場の扉から外に出て扉の施錠し指差し確認、動物舎に向かい担当者 Aと合流する	◎ライオン舎のみ ・3番ゲート(ライオン展示場ゲート)担当者から「準備OK」の無線に了解する ・3番ゲートの展示場側の2枚の扉が閉まっていることを目視確認する ◎トラ舎・ホワイトライオン舎 ・担当者 Aが展示場から出た後で、展示場の扉が閉まっていることを目視確認する

担当者 A	担当者 B
⑧ ◎ライオン舎のみ ・3番ゲート(ライオン展示場ゲート)担当者へ 「ライオン出舎します」と無線入れ返答の「了 解」の無線をもらう	◎トラ舎・ホワイトライオン舎 電牧の電源を入れる
⑨ キーパー通路側 [] 扉の施錠を指差し確認 し、 アニマル通路側 [] 扉を開け獣舎内の動物を アニマル通路に出し扉を閉める	展示場側 [] 扉を開け1頭ずつ展示場 に出舎させる (2頭目以降は戻らないように注意しなが ら開閉する)
⑩ 出舎時の歩き方、出た後の動物同士の様子、闘争などないかを確認する	

※ホワイト・トラ・ライオン全部が出舎完了したら事務所に「出舎完了」の無線を入
れる

<清掃>

・全頭展示場に出している場合(動物と人の間に2枚以上の扉がある場合)

- 1) 展示場側 []、アニマル通路側 [] の扉が閉まっていることを指さし確認
する
- 2) アニマル通路に入る場合(動物と人の間に扉が1枚の場合)は他の扉は開けず、一
緒に掃除している人に扉の開閉や動物の位置を確認してもらいながら清掃に入る
- 3) キーパー通路側 [] 扉を解錠し扉を開ける
- 4) 清掃・藁を敷く
- 5) キーパー通路側 [] 扉を閉め施錠
- 6) キーパー通路を清掃する
- 7) 清掃が終わったら全室キーパー通路側 [] の扉に施錠されていること、水入れ
に水が入っていること、アニマル通路側 [] の扉が閉まっていることを指さし
確認する
- 8) 前室の扉を施錠する際に再度、目視確認し点検表に記入する
- 9) 動物舎出入口の鍵をかけ指差し確認する

・獣舎に動物が居る場合(動物と人の間に1枚の扉がある場合)

原則は動物を移動させ動物から2枚以上扉がある状態にして清掃を行う。

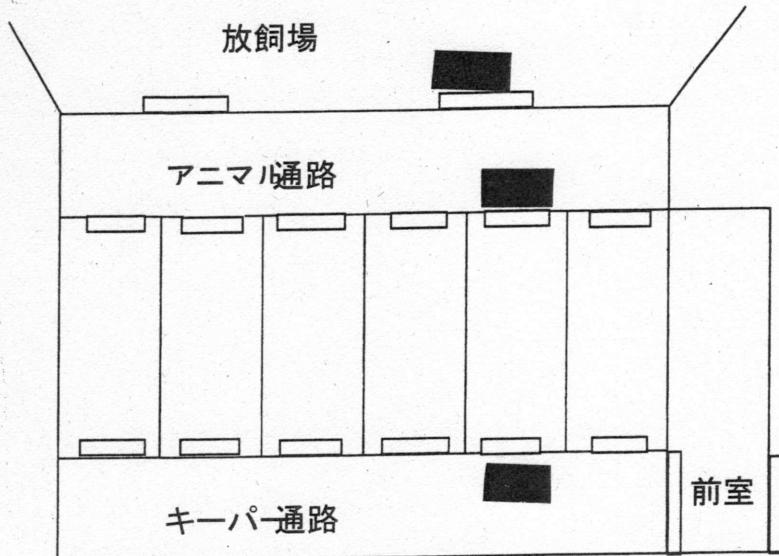
1枚扉になってしまう場合には1獣舎ずつ2名(1名が獣舎内に入り1名はキーパー通路
で補助しながら監視)で清掃し、決して動物を視界から離さず背中を向けない。不用意
に動物側の柵に近付かない。檻越しに出てくる手並びに爪に注意する。互いに声を掛け
合いながら作業する。

- 1) 動物を移すアニマル通路または獣舎に隣接する扉が余計に開いていないか指差し
確認する
 - 2) 一緒に清掃している人(監視)に動物を移動させることを伝えて移動する
 - 3) キーパー通路側 [] 扉を解錠し扉を開ける
 - 4) 清掃・藁を敷く
 - 5) キーパー通路側 [] 扉を閉め施錠
- ※6)～9)は上記同様

動物観察・餌作り

<入舎>

- 1) 動物舎へ入り動物がキーパー通路に出でていないことを確認しキーパー通路に入る
- 2) キーパー通路側 [] の扉が閉まり施錠されていることを指差し確認
- 3) 獣舎に動物がいない、アニマル通路側 [] の扉が閉まっていることを指差し確認しエサ入れ口の扉を開けエサを入れる
- 4) 展示場側 [] 、アニマル通路側 [] の扉が余計に開いていないかを指さし確認する
- 5) アニマル通路に出でている動物を先に1頭ずつ獣舎に入れる(動物の様子、歩様確認)
- 6) 展示場側 [] の扉を開け1頭ずつアニマル通路に入れる
- 7) アニマル通路側 [] の扉を開け動物を獣舎に入れ扉を閉める
- 8) 3) ~ 7) の繰り返しで1頭ずつ獣舎に入れる
- 9) 獣舎に入った動物を再度確認(傷、出血あった場合は処置する)
- 10) 電牧の電源を切る
- 10) キーパー通路側 [] の扉の鍵がかかっているか水入れに水が入っているか、
アニマル通路側 [] 、展示場側 [] の扉が開いていないかを指さし確認
- 11) 前室に鍵をかける際、アニマル通路側 [] の扉が閉まっていて施錠されている
か指差し確認する
- 12) 点検状況記録台帳・飼育日誌に記入し飼育部長に提出



2. 大型草食動物 キリン

<出舎>

- 1) 放飼場の施設の確認（破損等ないかを確認する）
- 2) 動物舎の鍵を開け動物に声をかけてからキーパー通路に入る
- 3) 動物の状態を確認、動物舎の温度を確認
- 4) キーパー通路から出てパドック側（キーパー用扉）の鍵を開けパドックに入る
- 5) パドックと放飼場の間の扉を先に開け、獣舎とパドックの間の扉を開ける
(注) 1. 動物に声をかけながら扉を開ける
2. 動物はいつどのような状態になるかわからないので動物から目を離さず、
自分の逃げ場所は確認しておくこと
- 6) パドックと放飼場の間の扉を閉め施錠し指さし確認

※パドック出舎

- ・自分の逃げ場を確保しておく（隣の獣舎内、キーパー用扉）
- ・獣舎の扉を開け逃げ場に移動し出舎確認

- 7) 獣舎とパドックの間の扉を閉める

※パドック出舎

- ・動物の動きを見ながら獣舎の扉を閉める（パドック側から、獣舎内から）
- ・パドック側（キーパー用扉）施錠する

清掃

- ・放飼場に全頭でている場合

- 1) パドックと放飼場の間の扉が閉まっていることを確認する
- 2) 動物の寝室を清掃する
 - ・パドックに動物がいる場合
- 1) 獣舎とパドックの間の扉の鍵がかかっていることを確認する
- 2) キーパー通路側から寝室に入り清掃する

収容

- 1) 動物舎に入り、各寝室に餌を入れる
- 2) パドック側（キーパー用扉）から入り先に入れる個体の獣舎とパドックの間の扉を開ける
- 3) 動物の動きを見ながらパドックと放飼場の間の扉を開ける（パドックには1頭ずつ入れる）
- 4) 動物が獣舎に入ったら扉を閉め施錠する
- 5) 2)～4) を繰り返し全頭入れる
- 6) 放飼場とパドックの間の扉を閉め施錠し指さし確認（獣舎の鍵も確認）
- 7) パドック側（キーパー用扉）から外に出て扉を閉め施錠し指さし確認する
- 8) キーパー通路側から動物舎に入り動物の最終確認をする
- 9) 施設点検表・飼育作業日報を書き飼育部長に提出

3. 大型草食動物 サイ・カバ

放牧

- 1) 放飼場の施設の確認（破損等ないかを確認する）
 - 2) 動物舎の鍵を開け動物に声をかけてからキーパー通路に入る
 - 3) 動物の状態を確認、動物舎の温度を確認
 - 4) キーパー通路から出てアニマル通路の引き扉の解錠し扉を開ける（動物に声をかけながら）
 - 5) アニマル通路と放飼場の間の扉を先に開け、獣舎とアニマル通路の間の扉を開ける
- (注) 1. 獣舎とアニマル通路の間の扉の裏に入り動物とは扉越しの状態にする
2. 動物はいつどのような状態になるかわからないので動物から目を離さない
- 6) アニマル通路と放飼場の間の扉を先に閉める
 - 7) 獣舎とアニマル通路の間の扉を閉める、アニマル通路の引き扉を閉める

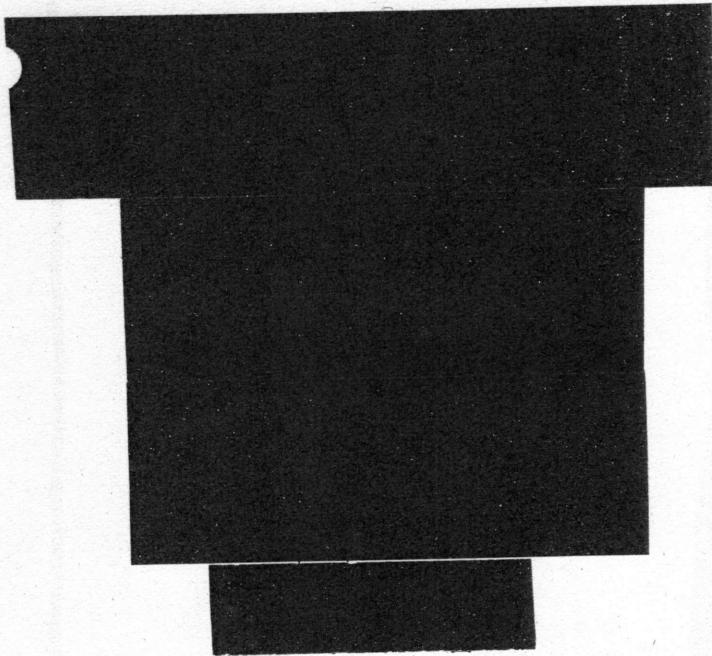
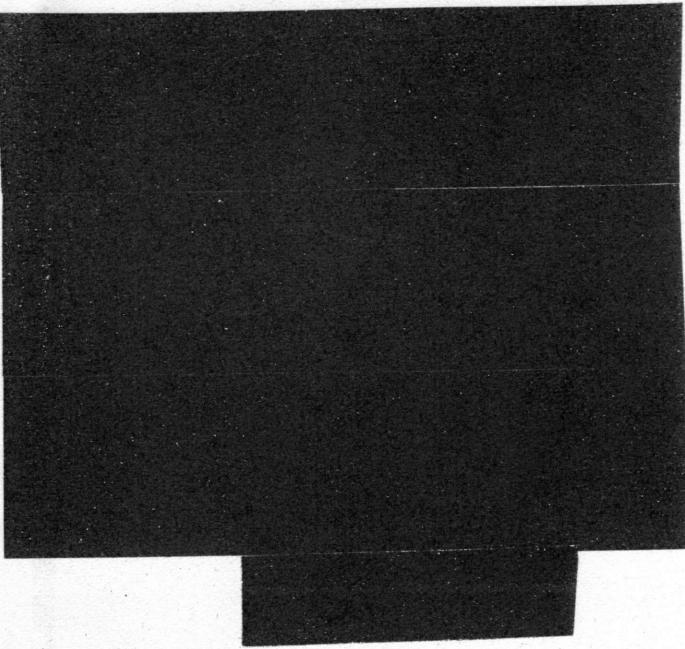
清掃

- ・寝室を清掃・水洗いする

動物観察・餌作り

収容

- 1) 動物舎に入り、各寝室に餌を入れる
- 2) アニマル通路の引き扉を開ける
- 3) 獣舎とアニマル通路の間の扉を先に開けておく
- 4) 動物の動きを見ながら放飼場とアニマル通路の間の扉を開け動物を入れる
- 5) 獣舎とアニマル通路の扉を先に閉める
- 6) アニマル通路と放飼場の間の扉を閉める
- 7) アニマル通路の引き扉を閉め鍵をかける、指さし確認
- 8) 2)～7) を繰り返し全頭入れる
- 9) キーパー通路側から動物舎に入り動物の最終確認をする
- 10) 施設点検表・飼育作業日報を書き飼育部長に提出



※大型草食獣担当の動物を出舎させたら事務所に「出舎完了」の無線を入れる

2022年1月20日改訂

危険動物（猛獣）等
脱出対策マニュアル
(令和3年度版)

株式会社東北サファリーパーク 那須支店

那須サファリパーク

那須ワールドモンキーパーク

第1章 総 則

(目的)

第1条 このマニュアルは、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）において猛獣等の脱出の予防並びに脱出等の事故発生に際して入場者及び住民の安全を確保するために、必要な事項を定める事を目的とする。

(猛獣の範囲)

第2条 このマニュアルにおける危険動物（猛獣）等とは、動物の愛護及び管理に関する法律施行令で定める別表（第1条関係）に記載された動物のほか、脱出により入園者等に危害を加えると思われる動物のことをいう。前項以外の動物でも、園長が危険な動物と判断したときは、猛獣として取り扱うことができる。

(消防計画、非常事態対策計画との調整)

第3条 火災及び地震等の災害については、別に定める「地震・火災等の非常災害時における特定動物の脱出防止措置」により必要な措置を取ることとするが、その際猛獣等の脱出があった場合、直ちに本計画による対策を行うものとする。

(マニュアルの修正)

第4条 このマニュアルは、常に検討を加え、必要があるときは園長・飼育・事務所の協議を経て、支配人と園長の決定により修正する。

第2章 予防対策

(施設の保全)

第5条 動物舎等の管理責任者及び担当者を定め、動物の脱出等の防止に努めるものとする。

(施設等の点検)

第6条

1. 担当者は、動物舎等の施錠及び鍵の有無並びに施錠の確認を行うものとする。
2. 飼育の責任者は担当者とともに、動物捕獲用具等、動物脱出時に必要となる資機材について、点検整備を行うものとする。

3. 事務所の責任者は担当者とともに、園の外柵の安全確認を行うものとする。

(点検結果の報告及び整備)

第7条

1. 点検の結果、動物舎の異常を認めたときは、応急処理を行うとともに、責任者を経由して事務所に連絡すること。
2. 報告を受けた事務所責任者は、園長に報告するとともに、関係機関と協議し必要な措置と施設の安全管理に努めるものとする。

第3章 猛獣等脱出対策

(猛獣等脱出対策本部)

第8条

1. 動物の脱出等の事故が発生した場合、すみやかに脱出動物の捕獲等を行い、園内の安全を確保するため、園長を本部長とする猛獣等脱出対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
2. 本部及び各隊の編成は別表2のとおりとする。

(本部長の権限)

第9条

1. 本部長は各隊を指揮監督し、本部の円滑な運営を図るとともに、次の業務を行う。
 - (1) 対策本部の設置及び解除の決定。
 - (2) 第11条に定める協力機関への協力要請。
 - (3) 第13条に定める猛獣等の射撃措置の決定。
 - (4) その他対策本部の決定に関すること。
2. 各隊長は、隊員を指揮監督し、本部長との連絡を密にし、各隊の任務の遂行を図るものとする。

(各隊の任務)

第10条 本部各隊及び各班の分掌は次のとおりとする。

○ 通信連絡隊（事務所）

1. 本部連絡班
 - (1) 外部からの連絡応対に関すること。
 - (2) 報道機関に対する広報及び取材の調整に関すること。
 - (3) 近隣住民に対する広報に関すること。
 - (4) 各種情報の発信に関するこ（HPやSNSでの告知）

2 関係機関連絡班

(1) 消防・警察等他機関との通信連絡に関すること。

3 現地連絡班

(1) 入場者および来園者の対応に関すること。

(2) 園の出入口の管理に関すること

○ 麻酔隊（獣医師および飼育）

1 麻酔班

(1) 園内動物及び動物舎の監視に関すること。

(2) 脱出動物の監視及び捕獲に関すること。

(3) 脱出動物の麻酔に関すること。

○ 捕獲隊（飼育）

1 捕獲第1班

(1) 捕獲における外部協力者の協力要請および誘導に関すること。

(2) 不動化された脱出動物の捕獲に関すること。

2 捕獲第2班

(1) 施設の点検及び応急措置、脱出動物の逃亡防止柵の設置に関する
こと。

3 連絡班

(1) 隊内各班の連絡調整に関すること。

○ 警備誘導隊

1 警備誘導班

(1) ウォークエリアおよび駐車場の入場者の避難・誘導に関すること。

2 現地誘導1班（ゲート担当）

(1) サファリエリア各ゲートの管理に関すること。

(2) サファリエリア各セクション内の入場者の避難・誘導に関するこ
と。

3 現地誘導2班（バス担当）

(1) バス車内に乗車している入場者の避難・誘導に関すること

4 救護班

(1) 園内における負傷者の救護に関すること。

(協力機関への協力要請)

第 11 条

1. 本部長は、必要と認めるとき次の機関に対し協力を要請し、その協力のもとに事態の早急な解決を図るものとする。
2. 協力機関
 - (1) 消防署 119
那須地区消防本部那須消防署 0287-76-1215
那須地区消防組合 湯本分署 0287-76-3200
 - (2) 警察署 110
那須塩原警察署 0287-67-0110
那須市小原警察署広谷地警察官駐在所 0287-78-0563
※ 猟友会へは警察署から連絡
 - (3) 那須町役場 (平日日中のみ) 0287-72-6901 (代表)
※ 担当部署: 農林振興課
 - (4) 栃木県動物愛護指導センター 028-684-5458
 - (5) 各報道機関

(指揮者の順位)

第12条 本部の活動に際し、本部長等に事故等があり、その職務に従事できない事態が生じた場合、指揮者の順位を次のとおり定める。

那須サファリパーク

区分	第1次指揮者	第2次指揮者	第3次指揮者
本部長	支配人	園長	副支配人
通信連絡隊長	副支配人	総務主任	総務・経理課 1
麻酔隊	獣医師	麻酔班 1	麻酔班 2
捕獲隊	飼育部長	捕獲第 1 班 1	捕獲第 1 班 2
警備誘導隊	施設長	施設課 1	バス課 1

那須ワールドモンキーパーク

区分	第1次指揮者	第2次指揮者	第3次指揮者
本部長	園長	支配人	施設長
通信連絡隊長	支配人	施設長	副支配人
麻酔隊	獣医師	麻酔班 1	麻酔班 2
捕獲隊	飼育主任	捕獲第 1 班 1	捕獲第 1 班 2
警備誘導隊	調教主任	ふれあい部 1	事務員 1

(射撃の基準)

第13条 射撃はそれ自体危険性を有することから、次の基準により慎重に対処するものとし、その決定は本部長が行うものとする。

アーチーの妻、マリエット

地震・火災などの非常災害時における特定動物の脱出防止措置

- ・連絡網は夜間災害発生時緊急連絡網(別表3)に沿って連絡すること。

<災害などによって特定動物が脱出した場合>

- ・猛獣等脱出対策計画書第3条にのっとり速やかに計画書による対策を行う

<特定動物の取扱>

1. 飼養施設にいる場合

◎猛獣等(ライオン・トラなど)

- ・速やかに収容施設に破損がないかを確認し収容施設の安全が担保され次第、すぐに収容施設に収容する
- ・放飼場の電牧柵並びに施設の破損等を確認する
- ・停電の場合には電牧柵の通電が確認されるまで収容施設から出さない

◎その他の特定動物

- ・速やかに収容施設に破損がないかを確認し収容施設の安全が担保されたらすぐに収容施設に収容
- ・園内に破損等の確認が出来るまでは収容施設内で飼養する

2. 飼養施設から脱出した場合

- ・猛獣等脱出対策計画書第3条にのっとり速やかに計画書による対策を行う

平成23年7月1日改正

特定動物一覧表（別表1（第1条関係））

那須サファリパーク

＜哺乳綱＞

科名	和名
(1) 食肉目	
ねこ科	ライオン ベンガルトラ
(2) 長鼻目	
ぞう科	アジアゾウ *アフリカゾウ
(3) 奇蹄目	
さい科	シロサイ
(4) 偶蹄目	
かば科	カバ
きりん科	キリン
うし科	アメリカバイソン

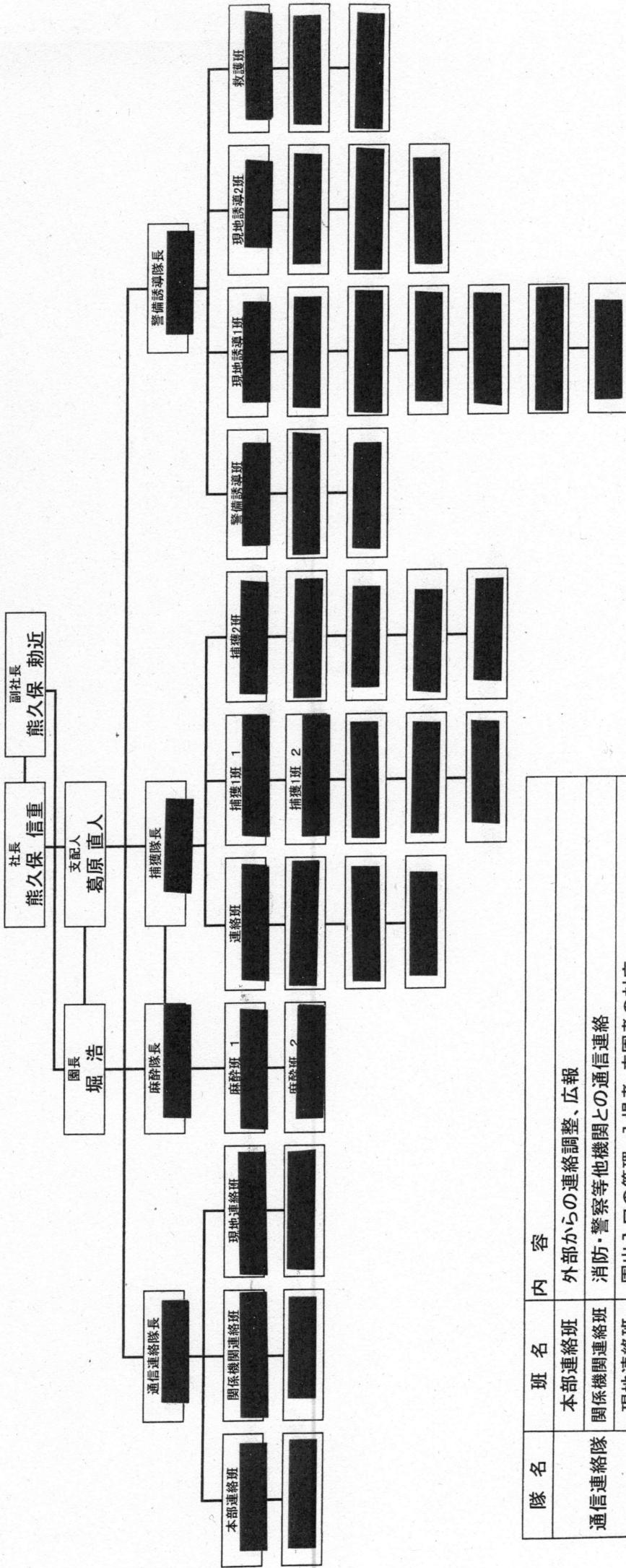
＜鳥綱＞

科名	和名
(1) タカ目	
たか科	クマタカ

* 許可はあるが飼育なし ※ 特定外来生物は除外

那須サファリパーク緊急対策組織図

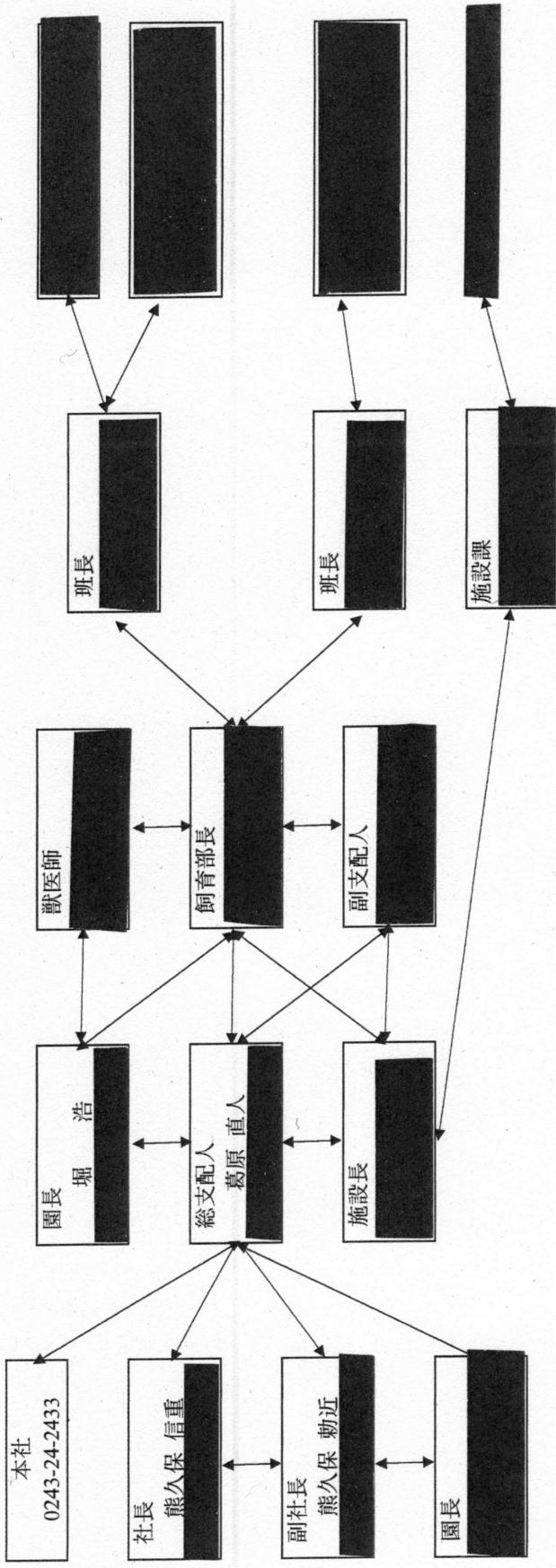
令和4(2022)年1月10日 現在



隊名	班名	内容
通信連絡隊	本部連絡班	外部からの連絡調整、広報
	関係機関連絡班	消防・警察等他機関との通信連絡
	現地連絡班	園出入口の管理、入場者・来園者の対応
麻酔隊	麻酔班	脱走動物の捕獲、麻酔、監視
	連絡班	各班の連絡調整
	捕獲班	捕獲に協力する部協力者の協力要請および誘導、不動化された脱出動物の捕獲
捕獲隊	捕獲1班	捕獲に応急措置、逃亡防止策の設置
	捕獲2班	施設の点検及び設置
	警備誘導班	入場者(ウォーキングエリア)の避難・誘導
警備誘導隊	現地誘導1班	サファリエリア各ゲートの管理および入場者の避難・誘導
	現地誘導2班	バス乗車中の入場者の避難・誘導
	救護班	園内における負傷者の救護

那須サファリパーク 夜間災害発生時緊急連絡網

令和4(2022)年 1月 22日 現在



園外緊急連絡先：黒磯警察署 62-0110, 広谷地派出所 78-0565, 動物愛護指導センター 028-654-5458

飼育職員研修資料

那須サファリパーク

那須ワールドモンキーパーク

飼育者の心得

1. 点検、確認
2. 調理、給餌
3. 動物舎の出入り
4. 動物との接し方
5. 動物の健康管理、衛生管理
6. 清掃
7. 繁殖
8. 技術の向上
9. 捕獲、保定
10. チームワーク

1.1. 飼育者の衛生管理

1.2. 市民への対応

1.3. 関係条例の確認

動物園飼育技師としての心得

動物園の課せられた使命は、①社会教育の場、②レックレーション

の場、③調査・研究の場、④自然保護（種保存）の場である。

博物館相当施設として学芸員相当の知識を必要とする。

1. 自己管理

健康面、スキル向上

2. 服装・仕草・言葉遣い

清潔な服装、必要な場所での帽子着装（手ぬぐい鉢巻禁止）

3. 動物への心配り

は当然であるが、来園者への心配りが必要である。

積極的教育でなく、消極的教育に徹する（教えるのではなく、答える。）

1. 点検・確認

飼育係員の業務は、まず担当動物の点検から始め、業務終了後も点検確認で終了する。

点検項目

前日最後の状態を常に一定にしておき、異状がないかを確認した後、

- 1) 飼育動物数の確認
- 2) 健康状態の確認
- 3) その日の天候並びに予想
- 4) 動物舎の破損の有無及び修理
- 5) 施錠の確認

現行飼育係行動

時間	作業
8:30	出社・朝礼 担当動物及び動物舎のチェック
9:00	展示(放飼)場に動物が出ている所は開園時閉までに清掃する。 調理 各担当動物舎に行き飼育作業
12:00	昼食・休憩
13:00	資料整理・作業
14:00	調理
15:00	動物観察・給餌
16:00	詰所に戻り日誌及び資料作成 動物の収容
17:15	終礼・退社

*土日祝：8:00始業 *冬季：16:30終業

2. 調理給餌

- 1) 調理場所は常に整理整頓し、調理道具、給餌道具は清潔にすること。
- 2) 飼料の品質点検
- 3) 当該動物の年齢、健康状態に合わせた質、量の調整、調理方法の実施。
- 4) 採食行動、量の観察
- 5) 飼育状況(群れ飼育、季節)によるエサの配置を考案。

3. 動物舎の出入り

- 1) 扉の開閉時には動物に声をかけ、こちらの動作を確認させる。
- 2) 急激な動作を避け、極端な音はひかえる。
- 3) 動物が管理通路に出ていないかを確認してから鍵を開ける。
- 4) 脱出防止のためにも内鍵は必ず掛ける。

4. 動物への接し方

- 1) 一般的な接し方
 - ア) 恐れず、侮らず、優しい冷静な心で、常に動物の身になって接する。
 - イ) 動物を恐れさせるような事があってはならない。
 - ウ) 性質に特徴のある個体はその習性、性癖を必ず代番者や後任者に引き継ぐ。
 - エ) 慣れている個体であっても必ず一定の距離を保ち飼育する。
 - オ) 習性、生理行動を把握し、無暗に距離を詰めない。
- 2) 慣れていない個体の接し方
 - ア) 行動に注意し、動物の逃げ場、逃げ道を作つてやるように接する。
 - イ) 決まった行動、決まった声をかけること。
 - ウ) 逃げ回るような動物に対しては、視界の中から離さず、また目を合わさないようにする。
 - エ) 体を小さく見せること。
 - オ) 新着動物の取り扱いには細心の注意をはらい、まず動物舎、そして飼料に慣らすことに心がける。
- 3) 攻撃性のある個体への接し方
 - ア) 怖じけず、逃げ腰にならない。
 - イ) 動物にケガをさせない程度の抑止方法の工夫。
 - ウ) 習性、整理行動を把握し、むやみに距離を詰めない。

5. 健康、衛生管理

- 1) 正常時の動物の状態、行動を理解して、次の事柄に留意して観察する。
 - ア) 全身(外部)状態
 - イ) 呼吸器系の状態
 - ウ) 循環器系の状態
 - エ) 消化器系の状態
 - オ) 泌尿器系の状態
 - カ) 神経系の状態
- 2) 病気の早期発見に心がけ、異常が見られた場合には直ちに班内、獣医師に連絡をとる。
- 3) 動物舎の状態は常に適切な管理をする。
 - ア) 床面は常に清潔にし、敷き藁は乾燥した状態を保つ。
 - イ) その日の天候に合わせた(予測した)清掃方法を考慮し、急激な天候変化の準備をしておく。

- ウ) 温度調整の必要な動物を飼育する場合は日頃の点検を怠らない。
- 4) 伝染病予防のため定期的な消毒、外部寄生虫の駆除をする。
- 5) 担当動物が死亡した場合、極力病理解剖に立ち会い飼育記録と照らし合わせ原因の究明に勉める。

6. 清掃

清掃はただ動物舎を清潔に保つだけではなく、清掃時に破損箇所、電気水道等の動物舎の維持管理部分も併せ行うものである。清掃方法はその日の天候にも左右されるので、作業直前の天気予報を参考にして、雨天、午後からの晴れなど数種の方法を組み立てておかなければならない。

- 1) 名札板(ネームプレート)は常に見やすい状態に保つ。
- 2) 動物舎内及び周辺は常に清潔にし、整理整頓する。
- 3) 残餌がないように適量の飼料を与え、残ったものは来園者の目に付かないよう(不快感を与えないよう)な処置をとる。
- 4) 清掃道具は清潔にし、整理整頓して来園者の目に届かない場所におく。
- 5) 動物舎を出るときには、次の開扉時に異常がなかったかが分かるような工夫をし、施錠時には再度確認のため錠を引く。

7. 繁殖の工夫

自然環境が悪化し、野生動物の生息地が狭められ絶滅に瀕している動物種が後を絶たないことから、これから動物園でなすべき使命として「種の保存」があげられる。これは健康な個体の管理だけでなく、繁殖させ純粹種を系統的に飼育していくことである。

- 1) 番となる個体の血統を確認し、近親交配や繁殖異常等について調査する。
- 2) 番となる個体の健康状態をチェックする。
- 3) 繁殖期に向かうための適切な栄養配分した飼料給餌。
- 4) その種にあった環境を作り、巣材、巣箱などの工夫をする。
- 5) 来園者から影響されないような展示を工夫する。
- 6) 産卵、抱卵日数や妊娠期間(最終交尾の確認)を確認し、雛や産子のための準備をしておく。

8. 技術の向上

- 1) 業務中は観察手帳を常に携帯し、些細なことでも記録し、飼育録作成の基礎とする。
- 2) 担当動物に限らず、班内はもとより園全体の動物観察に心がける。
- 3) 飼育記録として写真、計測等は機会があるごとに習慣をつける。
- 4) 長期的な飼育目標をたてる。
- 5) 飼育研究会などに多く参加し、発表できるようにしておく。
- 6) 記録、知識等は後継者や一般からの問い合わせに対応できるように整理しておく。
- 7) 疑問に対してはまず自分で調べ、解決できない場合は先輩や他国館に問い合わせする。
- 8) 動物園関係図書に親しむ。
- 9) 他国館を見学し、職員同士の交流を図るように努力する。

9. 捕獲・保定

- 1) 捕獲用具は緊急時にも使用できるように常に整備しておく。

- 2) 十分な時間をとり、安全な服装、整備を整え事前協議の上、指揮体制を決定しておく。
- 3) 捕獲は動物の習性、個体の性質(癖等)を良く知り、動物にストレスをかけないように実施する。
- 4) 保定中は動物の状態を常に観察しておく。
- 5) 動物が脱出した場合、安全を確認して圈外への脱出を防ぎ、動物脱出対策要領に基づいて行動する。

10. チームワーク

係内の組織に基づき、連絡等を確認してお互い協力し合う。

11. 飼育者の衛生管理

- 1) 人畜共通伝染病予防のためにも、業務終了後は手洗いなどを励行し、体を清潔に保つ。
- 2) 自分自身の健康に気をつける。

12. 入園者・来園者への対応

動物園は社会教育関連施設であり、職員は教育者（学芸員・学芸員補）である事を認識する。

- 1) 来園者から作業中に声をかけられた場合、安全を確かめてから手を休め相手の身になって親切に対応する。
- 2) 服装は常に清潔にし、来園者に不快感を与えないように心がける。
- 3) 来園者には挨拶を心がける。
- 4) 保護動物持参者には特に親切に対応する。

13. 関係法令の確認

- 1) 博物館法(昭和26年法律第285号、最終改正:昭和46年法律第96号)
- 2) 博物館法施行規則
- 3) 動物の保護及び管理に関する法律(昭和49年法律第105号)
- 4) 犬及びねこの飼養及び保管に関する基準(昭和50年 総理府告示第28号)
→動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)
- 5) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年 法律75号令)
- 6) 家畜伝染病予防法(昭和26年 法律166号)
- 7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律114号)
- 8) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律88号)
- 9) 特定外来生物による生態系等に係わる被害の防止に関する法律
(平成16年 法律78号)

特別講義

1. 危険動物の取り扱い方

危険動物とは、

全ての野生動物は、家畜やペット動物と違い、社会距離を持っており、生きてゆくために防御的、あるいは攻撃的な性質を兼ね備えている。このことから全ての動物は人間にとって危険動物といえるかもしれない。

しかしこの攻撃や防御による衝撃は動物の種で差があり、一般的には危害が重傷や死に及ぶ恐れのあるものを危険動物として、各都市で条例等で指定し一般の飼育を規制している。

動物園ではこれらの危険動物を多く飼育しているため、災害、その他での飼育及び動物脱出等に際しての基準を設けている。

危険動物を飼育する場合、飼育を担当するものは動物の習性を理解するだけでなく、動物の動作を加減したり、出鼻を打つためにも動物の種及び個体ごとの特徴的な攻撃法、防御法等について熟知しておく必要性がある。

1) 爪、牙、角等の武器となるものを持つ動物。

肉食である熊や大型のネコ科の動物達に代表され、攻撃による衝撃が大きくもっとも危険な動物といえる。また、大型のシカ類の持つ角も強力な武器となる。

2) 体格が大きく、力の強い動物。

ゾウに代表され、その力は想像を超えるものがあり、カバ、サイ等も特別に攻撃しなくとも、壁や隅に押しつけられる危険性がある。

また、爬虫類では大型のワニやニシキヘビなどの力も強力である。

3) 毒を持つ動物

毒蛇は咬むだけでなく、ドクフキコブラの類のように、3m以上も毒を吐き出すことができるので特に同定が必要である。

2. 危険動物の捕獲

危険動物を何らかの都合によって捕獲しなければならない時、状況、状態、場所によって同じ種であってもそれぞれ個体差があり、異なった捕獲方法をとらなければならない場合がある。例えば通常の捕獲ではなく興奮している場合は、まったく方法が別であり、例え同じ道具を使うにしても使用適期を知る必要がある。

1) 心理的捕獲方法

動物の習性を熟知しておき、特に当該動物の個性までもつかんでおく必要がある。これは通常飼育担当者の大切なことでもある。

まず声である。相手を落ち着かせることができ、また自分の興奮と恐怖心を相手に悟られないようにするとともに自分自身に暗示をかけることもできる。社会距離と逃避距離、種だけではなく個性によってもかなり差があるが、道具により相手の逃避距離外から操作捕獲できることがある。

2) 道具による捕獲

ロープはもっとも基本的な道具であるが、日頃の訓練がなければもっとも難しい道具となってしまう。

スネアは遠隔操作のできる道具として古くから用いられている。

網は捕獲した後の用途も広く、移動、治療などそのままできる利点があり、最も広く利用されている。

3) 化学的捕獲

薬剤を使用する方法であり、麻醉銃、吹き矢、注射棒などがある。

3. 危険動物の飼育

危険動物に限らず、動物を飼育する場合は飼育場所から出るようなことがあつてはならないし、飼育担当者が危険な状態にあるような飼育場所であつてはならない。これは飼育担当者である人間が不安な場所となるのではなく、飼育されている動物にとっても常に緊張している状態となり福祉的にも劣っているといえる。

動物を落ち着かせるためにもある一定の距離をとった隔離をし、園で定める「動物 脱出対策・連絡網」の通り行動する。

隔離方法として現在行なわれてる方法

1) 金網 FEBCING

やや広い場所が必要となるが、ゆったりとした飼育方法が取れるので、動物も精神的に落ち着き、外敵侵入もないのもっとも良い方法といえる。

2) 鉄檻 BARS

特に大型で強力な危険動物に有効な方法である。

3) 柵 RAILS

大型の草食動物広く使用されている方法で、一般的には牧柵方式ともいう。

4) 縦網 VERTIGAL WIRES

金網と同じ方法だが、マーモセット類や大型の鳥類等に使用し、ピアノ線等で金網よりも目立たなくする方法。

5) ガラス GLASS

強化ガラスを使うことになるが、様子がよく見え動きが把握できることからかなり広く利用されている。

6) 電柵 ELECTRICAL

高電流を使用することにより学習的に脱出を防ぐ方法である。

7) 心理法 PSYCHOLOGIGAL

特に鳥類の心理を応用して、飼育場を明るくし、人間(観客)側を暗くすることにより、ガラス、金網、ピアノ線を使用しない方法である。

8) 温差法 THERMAL

特に虫類に応用されるもので、冷却線(FREEZERCOILS)で分離する方法。

9) 空濠 DRY MOAT

飛び越えたり、昇ってきたりできない距離の濠を巡らし分離する方法。

10) 水濠 WET MOAT

空濠と同じだが、濠内に水を張る事により観客側から違和感をとり、動物側からも谷底的不安感を持たせない分離方法。

展示について

ただ動物を飼育しているのではなく、飼育している動物の健康的な姿を教育的配慮の基に展示することは動物園飼育係員としての使命の一つである。